

自殺対策タスクフォースの設置について

平成 22 年 9 月 7 日
自殺総合対策会議決定
平成 22 年 11 月 24 日
一 部 改 正
平成 23 年 2 月 9 日
一 部 改 正

1 我が国における年間の自殺者数が、12年連続で3万人を超えている厳しい状況を踏まえ、本年中の自殺者数を可能な限り減少させるために、必要な緊急対策の機動的な実施等を行うため、自殺総合対策会議に、平成23年3月31日までの間、自殺対策タスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

2 TFの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

共同座長	内閣府特命担当大臣（自殺対策） 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 国家公安委員会委員長 総務大臣 厚生労働大臣
構成員	内閣府副大臣（自殺対策） 内閣府副大臣（消費者及び食品安全） 内閣府副大臣（金融） 総務副大臣 厚生労働副大臣 経済産業副大臣 内閣府大臣政務官（自殺対策） 内閣府大臣政務官（経済財政政策） 総務大臣政務官 文部科学大臣政務官 厚生労働大臣政務官 警察庁次長

3 TFの事務を行うため、TFに事務局を置く。事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	内閣府副大臣（自殺対策）
事務局長代理	内閣府大臣政務官（自殺対策）

	内閣府大臣政務官（経済財政政策）
	厚生労働大臣政務官
事務局次長	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
事務局員	内閣府自殺対策推進室員

- 4 内閣府本府参与（自殺対策）（以下、「本府参与」という。）が置かれている場合は、3に掲げる事務局の構成員に加え、本府参与を事務局長代理に充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。